

## 債権譲渡 宅建 R03(10)-06-4 <<#977>>

【問】 正誤をつけよ。

売買代金債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知し、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができず、その譲渡の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

【答え】 正しい

### <<ポイント>> 債権の譲渡の対抗要件

- 1 債権の譲渡は、**譲渡人が債務者に通知**をし、又は**債務者が承諾**をしなければ、**債務者その他の第三者**に対抗することができない。
  
- 2 **前項の通知又は承諾**は、**確定日付のある証書**によってしなければ、**債務者以外の第三者**に対抗することができない。

※確定日付のある証書

e.g. 内容証明郵便、公正証書

**【渋谷会】おすすめ講座**

**令和6年版『宅建これだけで合格セット』**

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>